

一般廃棄物の処理委託の公表について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項第4号の規定に基づき、南部広域行政組合 東部環境美化センター構成市町村（不燃ごみ関係）の一般廃棄物処理計画における他の市町村へ搬出して処理を行う場合の一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項について定めたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第4項の規定により公表する。

令和4年6月30日

南部広域行政組合
理事長 古謝景春



記

1、委託した一般廃棄物処理業務

南部広域行政組合（東部環境美化センター）

- ①使用済小型電子機器及び廃家電類等処理処分業務
- ②使用済蛍光管等処理処分業務
- ③使用済乾電池処理処分業務

2、受託者の名称、所在地及び委託期間

①使用済小型電子機器及び廃家電類等処理処分業務

名称	所在地	委託期間
拓南商事株式会社	沖縄県うるま市字州崎 8番地2	令和4年4月27日～ 令和5年3月31日まで

②使用済蛍光管等処理処分業務

名称	所在地	委託期間
株式会社 ジェイ・リライツ	福岡県北九州市若松区 響町一丁目62番地の17	令和4年4月22日～ 令和5年3月31日まで

③使用済乾電池処理処分業務

名称	所在地	委託期間
JFE条鋼株式会社 水島製造所	岡山県倉敷市水島川崎通 一丁目5番2	令和3年7月15日～ 令和6年3月31日まで